

許 可 証

平成31年 1月 23日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成 31 年 2 月 22 日

千歳市長 山口 幸太郎



千 管 総 許 可 第 38 号

(表 示 : 千 歳 市 許 可 第 38 号)

事 業 者 名	リサイクルファクトリー株式会社 代表取締役 黒田 早知子
住 所 又 は 所 在 地	(本店) 札幌市中央区南4条東5丁目1番地9 (支店2) 北海道千歳市中央690番1
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	事業系一般廃棄物 (事業所内から出る空缶、ペットボトル、弁当ガラ、紙くず、木くず、すき取り物、刈草、牧草、稲わら、麦幹、枯草 動植物性残渣とし、いずれも産業廃棄物に該当しないものに限る)
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 別	収集・運搬
営 業 の 区 域	千歳市内
許 可 期 間	平成 31 年 3 月 1 日 ~ 平成 33 年 2 月 28 日
許 可 条 件	関係法令、協議書、千歳市廃棄物の処理等に関する条例及び規則等を遵守すること。

様式第2号（第6条関係）

~~収集運搬業~~

一般廃棄物

許可証

処分業

許可番号	第 202 号
営業所（処分業にあつては処理場）の所在地又は住所	長沼町字幌内1720番6 夕張郡長沼町字幌内1720番472 夕張郡長沼町字幌内1720番2
営業所（処分業にあつては処理場）の名称	リサイクルファクトリー株式会社 長沼事業所
事業の区分	一般廃棄物処分業
営業の区域	長沼町・南幌町・由仁町
許可の有効期限	令和4年3月31日
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例及び条例施行規則を遵守すること。 (2) 取扱廃棄物の種類 選別施設 すきとり物（土砂と草、草の根の混合物）、刈草・枯草木くず（抜根、伐採木、剪定枝、流木）、 混合ごみ（廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず） 破碎施設 可燃ごみ（木くず、すきとり物、刈草、枯葉） (3) 処理能力 4. 8 t/日（8時間）（伐開物小型破碎機） 160 t/日（8時間）（破碎） 720 t/日（8時間）（選別） 148 t/日（8時間）（移動式木材破碎機）

南空知公衆衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により、上記のとおり許可する。

令和2年4月1日

南空知公衆衛生組合長 戸川 雅 光

